

新型コロナウイルスを疑う患者への対応手順について（岐阜市医師会）

1 「新型コロナウイルス感染症の疑いがある患者」のスクリーニング

感染が疑われる患者の要件

- (1) 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状があり、
 - ・発症前14日以内に湖北省または浙江省に渡航あるいは居住していた人、
 - ・発症前14日以内に湖北省または浙江省に渡航あるいは居住していた人と濃厚接触歴がある人
- (2) (1)の地域に限定されることなく、医師が新型コロナウイルス感染症を疑う人

2 感染が疑われる患者に該当した場合

岐阜市保健所地域保健課へ連絡するよう指導する。

保健所開庁時の連絡先 ①058-252-7191

保健所閉庁時の連絡先 ①090-5001-1482

※①最新情報については、下記リンク先をご参照ください。

- ・ [日本医師会ホームページ](#)
- ・ [岐阜県](#)
- ・ [厚生労働省](#)

※②院内掲示用、院内入口掲示用資料の[ダウンロード](#)

※③2以外の連絡先（医療機関専用）

保健所開庁時の連絡先 ②岐阜市保健所 健康政策課 058-252-7192

保健所閉庁時の連絡先 ②090-9027-7820 ③058-265-4141

院内入口掲示用資料見本

患者さんへのお願い

発熱やせき・息切れがあり、14日以内に新型コロナウイルス感染症の流行地域から帰国したか、または新型コロナウイルス感染症の患者さんと濃厚な接触があった方は、必ず事前に岐阜市保健所に電話で相談し、指示を受けていただきますよう、よろしく願いいたします。

岐阜市保健所 開庁時 058-252-7191

閉庁時 090-5001-1482

公益社団法人 日本医師会